Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年1月28日自動車局審査・リコール課整備 課

タカタ製エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置の拡大について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、未改修車両を車検で 通さない措置の対象車両を令和2年5月1日より順次拡大します。

1. 背景

タカタ製工アバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降、<u>総台数2,106万台</u>(令和元年11月末時点)の<u>リコール</u>を実施しております。

加えて、これらのリコール対象車のうち、<u>特に異常破裂する危険性の高い車両</u>であって未 改修のものを対象に平成30年5月1日より、車検で通さない措置を講じております。

その対象は、①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②<u>国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から 9 年以上経過</u>したものを搭載した車両としております。

今般、当該措置の開始から<u>時間の経過</u>とともに、国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載した車両について、<u>新たに生産から9年以上経過したものがあること等から、これらを、順次、車検で通さない措置の対象</u>と致します。

2. 措置の概要

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、<u>平成30年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和2年5月1日より車検を通さない</u>こととします(令和元年11月末時点で対象台数約24万台)。

- ①エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 25 年 4 月 1 日より前に製作された自動車 (三生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

以降、上記と同様の考え方で未改修車両を<u>自動的に車検停止の対象</u>とします(令和元年 11 月末時点で対象台数約 26 万台)(別紙 1 参照)。

なお、現時点で対象としない未改修車両についても、不具合事例を収集し、危険性が高い と判断した場合には対象に追加します。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 多田、片山

代表:03-5253-8111 (内線:42363)、直通:03-5253-8597

FAX:03-5253-1640